時事新報

土耳古政局の眞相

東に於ては支那、西に於ては土耳古共に是れ均しく舊文明の代表者にして又共に均しく世界の厄介物たり厄介時に或は忍ぶべしとするも動もすれば列國紛亂の噴火口たらんとするは我輩の看過する能はざる所にして殊に近日西來の新聞紙は土耳古事件の益す難局に入らんとすることを報ずる者にあらざるはなくアルメニヤ人の虐殺せられたるもの已に十萬餘人に達し殘る五十餘萬人は山野に逃避して將に餓死せんとするばかりなりと云ひ或は土耳古の外務大臣にして英國公使館に逃げ込みたるサイドパシャは列國公使の間に遊說して最後の手段に出でざらんことを哀求しつゝありと云ひ或は宮中の露國黨いよ／＼勢力を占め露國に依賴して局面を一變せんことを欲すと云ひ事態の益す困難なるを示すものにあらざるはなし我經世家に於ても注目、怠るべからざる所なるべし或は日本の土耳古と相距つると地理上に於て數千里なるが故に其事變の影響も亦數千里の距離ありとて耳を土耳古の變報に傾くるを懶とするものもあらんかなれども已に一たび世界の舞臺に上りたる以上は斯る近視眼の議論は極めて危險にして現に日清の戰端開かるゝに當りて露國が其艦隊を東洋に集中して同時に歐洲諸國に關する外交の手を緩るめ專ら其國力を東洋にのみ注ぎたるが如きは列國外交上の掛引に東洋西洋を天秤の兩端と視做し彼に抑へて此に揚るの關係あるを見る可し我輩は經世家が土耳古の事變を見ること猶對岸の支那に起りたる事變を見ると同一の注意を以てせんことを希ふものなるが偖て土耳古に於ける外交上の形勢を知らんと欲せば先づ其內政機關の秘密に通ぜざる可らず土耳古の內政と云はゞ何人も彼の如き專制國に於ては皇帝即ち眞實の統治者なりと思ふならん假令ひ或は然らざるも全權は內閣諸大臣の手中に在りと信ずるならんなれども事實は全く然らずして名もなき宮中の僧侶こそ一國の執權者なり抑も土耳古皇帝の尊嚴なる所以は其政治上の權力にあらずしてマホメット敎の最高祭司として國民現世の禍福を司るのみか來世の冥福までも其掌中に存すと稱するの一義にありて若し此最高祭司たる職分なからんには一日も至尊の位を保ち得べきにあらず而して此の職分たるや土耳古皇帝の祖先がマホメット敎祖の子孫より僣奪したるものにして其名は奪ひ得たれども其實は奪ふを得ずして皇帝の下にはアレマスと稱する敎法師ありて宗敎に關する一切の全權を掌握し十九世紀文明の眞晝中に於てすら豫言を爲しかねまじき劍幕にして萬一皇帝が此法敎師の歡心を失ふことあらんには彼等は皇帝を以て神意に適はざるものとして國民の叛亂を敎唆せんばかりなれば主權者、主權を有せずして却て法敎師に驅使せらるゝの有樣なり現に今回の虐殺事件に就ても皇帝アブダル　ハミッド二世は明にアルメニヤ人虐殺の非行を識認し歐洲强國の勸告を容れて改革を行はんと欲するの念あれども彼の法敎師等が內より遮て犬豕の如き歐洲諸國の干涉に屈するは神慮に適はずと爲すが爲めに內、軟にして外、硬を粧ひつゝあるものにして其心事に立ち入らば世界の中最も憐むべき地位に立つものは土耳古皇帝なることを發見す可し土耳古の政府は政治と宗敎との二重機關の爲めに其運轉を遮らるゝこと斯の如くなる倘は其上に曾つて一旦內閣にありしものは皆年金を受るの定規にして此等前內閣の大臣等は外は各國公使と交際あり內は政府宮中の內情を熟知し或は皇帝に親信せらるゝものあり或は法敎師に推尊せらるゝものもありて其勢力は遙に責任の爲めに自由を制せらるゝ現任の內閣大臣よりも大なるものあれば動もすれば黑幕の中より手を差し出して干涉を試み政治の運轉を妨害するもの少からず此黑幕こそ即ち各國公使の乘ぜんとする間隙にして或は甘言を以て或は好餌を以て之を誘ふの結果黑幕中に露國黨あり英國黨あり佛國黨あり互に競ふて其親近する所の公使の意見を貫徹せしめんと謀るの風あり英露の强を以てするも其强は以て內閣を動かすに足らず陰密の手段によりて此等の黑幕を動かすこと多き者の勝利となることにして即ち俗に云へば黑幕を買ひ込む者の勝となるの常なり此の如く皇帝は法敎師に動かされ內閣大臣は黑幕に支られ其法敎師は又流俗に媚びんとし黑幕は利害のために外國公使に動かされ一言にして評すれば土耳古は國家として一定の意志を生ず可き本源なしと云ふも可なり其列國に迫られて倘は決然たる返答を爲さず曖昧の間に頑固を貫かんとするが如き風あるは必ずしも外交の掛引あるにあらず唯以上の如き事情に掩はれて一定の意志を發すること能はざるが爲めなりと知る可し國家存亡の命運に關する事にすら此の如く緩慢曖昧なる政府なれば內政に至ては腐敗を極め殆んど局外人をして信ずる能はざらしむるものあり殺戮は獨り亞細亞土耳古の地方に止るが如くなれども叛亂の氣は全國に通じ宗敎の異同に論なく現朝廷の羈軛を脫するの機會を窺ふものゝ如し手短かに土耳古の現狀を語れば其根本より動搖しつゝあるものにして或は皇帝廢立も紛擾終に已む可きに非ず分裂は有無の問題にあらずして遲速の問題なる可し而して遲速の遲に傾く所以は露國が其全力を絕東の經營に注ぎて寧ろ土耳古を現狀のまゝに安んぜしめ徐ろに其宮中府中の多數を制せんとするの政略を抱くによるものなるが故に形勢の變に由りては露國は何時活潑に土耳古に對する運動を初むるやも知るべからず之と共に絕東の形勢も又自から變ぜざるを得ざるべし兎に角に土耳古の形勢の我に取りて輕からぬ關係あること支那と大差なしとせば我輩は經世家が一層歐洲外交の局面に注目せんことを望むものなり

雜報

○葉煙草專賣の反對論

葉煙草專賣法の實施困難なる次第は大略前日の紙上に記したれども倘は一二の異論を記さんに政府委員の說明に據れば全國の葉煙草耕作高は二千四百二十八萬貫にして今日製造の刻煙草となりて課税せらるゝものは僅に八百十六萬貫なり即ち耕作高の三分の二は脫税し居るなり今此二千四百萬貫を千二百三十四萬圓にて買收し八割三分五厘餘の利益を見て賣却するときは千三十一萬圓の收入を得べしと云ふ三分の二の脫税とは如何にも法外の談にして政府の監督皆無にして脫税勝手次第とあらば兎も角苟も政府あり相當の監督あるに於ては斯くの如きことあらんとは信ずべからず恐らくは二千四百萬貫と云ふ調査に誤謬あることならん若しも然らずとせば政府に課税を完全ならしむるの力なきか或は煙草の取締は實際完全に行ふべからざるもの歟二者其一に居らざるべからず若し二者其一に居らば專賣法に改めたりとて密賣買を防ぎて全國の產額を政府の一手に收集すること能はざるべし何となれば過日の紙上にも記したるが如く新法の監督は舊法の監督より却て煩雜面倒なればなり況して一圓のものを一圓八十三錢五厘に賣下ぐるに於ては脫税は製造者の大利益なるが故に罰金の危險を犯して密賣買を企つることなるべし舊法に於て目的を達する能はざる政府ならば新法に於ては猶は更ら其目的を達すること能はざるべし又政府委員の云ふ所に據れば贖償價格は若干年間の平均相場を以て定むべしと云ふ斯くの如くにせば最初施行の年は稍々自然の相場に近きものを得べしと雖も漸く年數を經るに隨て漸く自然の相場に遠かり遂には政府の認定にて相場を定むると同樣の結果を生ずべし自然の法則に支配され自然に損す可き理由ありて損し得す可き理由ありて得してこそ人は各々業を勵みもすれ人爲の規則に檢束せられて損得共に自然の理以外に定めらるゝに於ては誰か刻苦して其業に勵むものあらんや特に煙草の品位は千差萬別にして少くとも下等と上等の間には十等の差位あるを以て其格付を定むること最も困難なるべし左れば專賣法は斷然思ひ止まり寧ろ舊法に隨て其税を增し更に監督を嚴にして脫税を防がば七八百萬圓の收入を得べし若し夫れにても倘は不足ならば他に税源を求め例へば會社税を起すも善かるべく或は煙草の刻機械に課税するも一策なるべしとなり

○農工銀行法案

（前號の續き）

第二十六條　農工銀行は少くとも第六條第一號の貸付金の償還高に應じ毎年二回以上抽籤を以て農工債券を償還すべし

第二十七條　農工銀行は農工債券借換の爲一時第二十五條の制限に依らず低利の農工債券を發行することを得

低利の農工債券を發行したるときは發行後一箇月以內に抽籤を以て其發行券面金額に相當する舊農工債券を償還すべし

第二十八條　農工債券の利子は毎年二回定款に定めたる時期に於て之を仕拂ふべし

第二十九條　農工銀行は第六條第一號の貸付金の償還延滯して豫期の金額に達せざるときは第二十六條の償還と同時期に抽籤を以て其延滯金額に相當する農工債券を償還すべし

第三十條　農工債券の所有者其元金又は利子を要求せざるときは元金は十五箇年利子は五箇年にして其要求の權を失ふものとす

第三十一條　農工債券を僞造又は變造して行使したる者は刑法第二百四條の例に依り處罰す其の模造に關しては明治二十八年法律第二十八號通貨及び證劵模造取締法に依り處分す

第三十二條　農工債券に關し此の法律に規定せさる事項は明治二十三年法律第六十號を適用す

第四章　準備金

第三十三條　農工銀行は毎年準備金として資本の缺損を補ふ爲め利益の百分の八以上を積立て及び利益配當の平均を得せしむる爲め利益の百分の二以上を積立つへし

第五章　政府の監督及ひ補助

第三十四條　主務大臣は農工銀行の業務を監督す

第三十五條　農工銀行の定款は主務大臣の認可を要す之を變更せんとするときも亦同し

第三十六條　農工銀行に於て支店又は代理店を設置せんとするときは主務大臣の認可を受くへし又主務大臣に於て支店若くは代理店を要用なりとするときは農工銀行に命して之を設置せしむることあるへし

第三十七條　農工銀行
されは株主に配當金
第三十八條　主務大臣
は定款に背戾し若く
るときは之を制止す
第三十九條　農工銀行
業に關する諸般の
第四十條　主務大臣は
行の貸付割引の金額
第四十一條　農工銀行
業年度の初に於て
し其の營業年度內に
し
第四十二條　政府は特
工銀行監理官を命し
行の業務を監視せし
第四十三條　農工銀行
金庫劵書庫帳簿及諸
農工銀行監理官は監
時にても農工銀行に
を報告せしむること
農工銀行監理官は株
して意見を陳述する
とを得す
第四十四條　農工銀行

第六章　罰則

第四十五條　農工銀行
を二十圓以上二百圓
一　第六條の規程に
二　第八條の規程に
對し貸付を爲した
三　第二十二條第一
を使用したるとき
四　第二十四條の規
業務を營みたると
五　第二十五條の規
とき但二十七條第
あらす
六　第二十六條第一
程に反し農工債劵
七　第三十三條の規
き
第四十六條　前條に掲
て之を科す但其の命
を得
過料の辨納に付きて
ふ

附　則

第四十七條　農工銀行
項は明治二十三年法

農工銀行法案

農耕の事業たる利益を
じたる資本は彼の商業
回收することを得ず故
て長期の貸付を得るに
の機關なきを以て農業
日本勸業銀行にして設
關は備はるべしと雖此
を目的とするを以て中
の供給を仰ぐこと難し
る爲め農業者に對し其
し又は其生產物を擔保
一般の銀行に任ずるの
くするに足らず且不動
上擔保を以て其要する
信用に依るの外なし然
用を與ふるの機關なし
大に注意すべきもの
を其共同體に與ふると
得べし又工業は其資本
於けるが如く長期の貸
者にして資本に缺乏す
き又は數人共同して
之に低利の資本を供

各地汽車

○新橋橫濱及國府津間（並橫須賀線）新橋發（下り）午前五時二十分、六時二十分（急行橫須賀及國府津迄）、七時三十分（橫須賀直行）、八時五分（國府津直行）、八時五十分（急行橫濱迄）、九時二十分（橫須賀及國[illegible]十一時（急行橫濱迄）、十一時四十五分[illegible]一時卅分[illegible]時卅分●國府津發（上り）午前五時廿六分（急行）、七時十分、九時四十分（急行）十一時五分、午後一時十分（急行）、二時四十分（急行）、四時十五分[illegible]五時四十分（急行）、六時三十七分（急行）、七時三十七分、八時三十五分（急行）、九時二十五分（急行）、十時廿五分、十一[illegible]●橫須賀發（上り）午前[illegible]三時（急行）、四時四十分（急行）、五時[illegible]

[illegible]二時四十五分、大垣迄）、六時五分（急行神戶迄）、八時五十五分（濱松迄）、午前三時四十八分（急行神戶迄）◉濱松發（下り）午前九時五分（神戶迄）、十一時五十三分（急行神戶迄）、午後二時四十四分（急行神戶迄）、五時四[illegible]分（大垣迄）、八時卅分（急行神戶迄）、午前六時五分（神戶迄）◉名古屋發（下り）午前五時四十分（神戶迄）、午後十二時五十分（神戶迄）、三時四[illegible]

[illegible]三時二十分（米原迄）、九時[illegible]時四十分（急行新橋迄）、七時[illegible]七分（急行新橋迄）、二時五[illegible]四十二分（急行新橋迄）、◉[illegible]十一時卅五分[illegible]